

# 日本海・九州西広域漁業調整委員会 第19回九州西部会議事録

平成23年3月3日

水産庁九州漁業調整事務所

# 日本海・九州西広域漁業調整委員会 第19回九州西部会

1. 日 時 平成23年3月3日(木) 午前10時30分～

2. 場 所 コープビル6階 第3会議室  
東京都千代田区内神田1丁目1番12号

## 3. 出席者

日本海・九州西広域漁業調整委員会 九州西部会

部 会 長	学 識 経 験 者	橋 本 明 彦
委 員	山 口 県 選 任	上 野 知 昭
〃	福 岡 県 選 任	中 園 明 信
〃	佐 賀 県 選 任	谷 雄 策
〃	長 崎 県 選 任	大 久 保 照 享
〃	熊 本 県 選 任	福 田 靖
〃	鹿 児 島 県 選 任	野 村 義 也
〃	沖 縄 県 選 任	桃 原 仁 一
〃	漁 業 者 代 表	森 脇 寛
〃	漁 業 者 代 表	野 村 俊 郎
〃	漁 業 者 代 表	田 中 猛
〃	漁 業 者 代 表	伊 藤 保 夫
〃	漁 業 者 代 表	中 川 善 文
〃	漁 業 者 代 表	川 越 一 男
〃	漁 業 者 代 表	濱 村 尚 登
参 考 人	石 川 県 選 任	志 幸 松 栄

## 4. 臨席者

北海道水産林務部水産局漁業管理課	主査	田 中 敏 夫
石川海区漁業調整委員会事務局	局次長	吉 田 俊 憲
〃	主事	競 荘 介
山口県農林水産部水産振興課	主任技師	岡 本 悟
福岡県海区漁業調整委員会事務局	技術主査	山 本 千 裕
佐賀県海区漁業調整委員会事務局	係長	伊 藤 崇

長崎県水産部資源管理課	係長	丸 田 肇
熊本県海区漁業調整委員会事務局	主任技師	宗 達 郎
熊本県農林水産部水産振興課	主任技師	吉 村 直 晃
熊本県天草地域振興局水産課	参事	齋 藤 剛
沖縄海区漁業調整委員会事務局	書記	吉 里 文 夫
社団法人全国底曳網漁業連合会	囑託	寒河江 亮 一
北海道機船漁業協同組合連合会	常務理事	柳 川 延 之
日本遠洋旋網漁業協同組合企画推進部	部長	松 本 康 明
〃 〃 〃 企画推進課	課長	保田井 真
長崎県延縄漁業協議会	会長	内 田 要 市
〃	事務局	山 口 博 己
有明海ガザミ資源回復計画作成協議会	事務局	彌 永 晃
長崎県旋網漁業協同組合	専門員	中 島 昇
熊本県漁業協同組合連合会	指導部長	松 高 博
〃	職員	中 村 正 樹
鹿児島県漁業協同組合連合会総務指導室		
	漁政対策課	係長
〃	〃	久 保 賢 明
〃	〃	長 瀬 正 樹
株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部		
	情報戦略部	調査主幹
西海区水産研究所石垣支所漁業資源研究室	室長	澤 野 敬 一
内閣府沖縄総合事務局林務水産課	課長	青 沼 佳 方
水産庁資源管理部管理課	課長	岡 本 章
〃 〃 〃 資源管理推進室	室長	内 海 和 彦
〃 〃 〃 〃 T A E 班	課長補佐	木 島 利 通
〃 〃 〃 〃 〃	計画係長	坂 本 浩 子
〃 〃 〃 〃 〃	助成係	佐々木 剛
〃 〃 〃 〃 〃 管理型漁業推進班	課長補佐	山 本 隆 久
〃 〃 〃 〃 〃	指導係	高 橋 清 輝
〃 〃 沿岸沖合課	課長	牧 賢 司
〃 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班	課長補佐	長 谷 成 人
〃 〃 栽培養殖課	漁業資源情報分析官	今 井 浩 人
北海道漁業調整事務所資源課	課長	佐 藤 力 生
〃 〃	資源管理係長	澤 田 龍 治
仙台漁業調整事務所資源課	課長	熊 谷 浩 二
〃	資源管理計画官	佐 澤 力 男
新潟漁業調整事務所	所長	猪 狩 勝 一 郎
		富 岡 啓 二

新潟漁業調整事務所資源課	課長	西 部 博 秀
〃	資源管理計画官	永 井 周
〃 資源課	資源管理係長	玉 城 哲 平
境港漁業調整事務所	所長	堀 尾 保 之
〃 資源課	課長	松 田 竜 太
〃	資源管理計画官	三 上 清 人
〃 資源課	資源管理係長	河 野 大 輔
瀬戸内海漁業調整事務所	資源保護管理指導官	青 木 滋
九州漁業調整事務所	所長	勝 山 潔 志
〃 沖合課	課長	梅 田 孝 明
〃	資源管理計画官	後 藤 正 行
〃 資源課	資源管理係長	松 本 將 哉

## 5. 議 事

- (1) 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画の取組状況等について
- (2) 南西諸島海域マチ類資源回復計画の取組状況等について
- (3) 有明海ガザミ資源回復計画の取組状況等について
- (4) 資源回復計画（県作成）の実施状況について
- (5) その他

## 6. 議 事 概 要

### 開 会

#### ○勝山所長

皆さん、おはようございます。水産庁九州漁業調整事務所の勝山でございます。定刻となりましたので、ただいまから日本海・九州西広域漁業調整委員会第19回九州西部会を開催させていただきます。

本日は大臣選任委員の潮田委員、それから清野委員、お二方がご欠席でございます。したがって委員定数17名のところ、15名の委員の方々にご出席をいただいております。部会事務規程第5条の規定に基づきまして、本部会は成立していることをまずご報告申し上げます。それから石川県選任委員の志幸委員が参考人としてご着席していただいておりますので、申し添えておきます。

さて、前回11月の委員会でも情報提供が行われておりますところですが、平成23年度から資源管理・所得補償制度が起ち上がることに関連いたしまして、九州西海域でも25年度までの計画として設定されております、トラフグ、マチ類、マアジ等まき網の3つの資源回復計画につきましても、平成23年度末に終了することとなります。この場で、あらかじめ申し上げておきたいと思っております。各種の資源回復計画の取り組み内容につきましては、平成23年度の並行実施・移行期間を経まして、24年度以降は資源管理・所得補償制度における資源管理指針、資源管理計画に移行し、取り組んでいただくこととなります。本件の詳細につきましては、本日午後に開催されます、日本海・九州西広域漁業調整委員会本委員会の場で説明が予定されておりますので、よろしくお願いたします。また、広域管理対象資源に関する広域漁業調整委員会の指示につきましても、必要に応じて、今後とも対応していただくことを想定しておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後ともご協力をよろしくお願いたします。

それでは議事の進行につきましては、橋本部会長にお願いたします。

#### ○橋本部会長

おはようございます。部会長を仰せつかっている橋本でございます。本日は東京は風が冷たいようですが、委員の皆様におかれましても年度末の大変お忙しいときに、九州西部会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画、南西諸島海域マチ類資源回復計画、有明海ガザミ資源回復計画、それぞれの取り組み状況、それから委員会指示案等につきましても、事務局から提案または報告させていただきますとともに、マチ類の資源回復計画につきましては、保護区の一部変更という、計画の変更について審議をお願することとなっております。なお、本日は水産庁から沿岸沖合課の長谷課長をはじめ担当

官の方々、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所石垣支所の青沼漁業資源研究室長の出席もいただいております。

#### 議事録署名人の指名

##### ○橋本部長

それでは議事に入らせていただきます。最初に恒例でございますが、後日まとめられます、本部会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては部会事務規程11条でございますように、部長が2人以上指名することとなっておりますので、僭越ではございますが、私のほうで指名させていただきたいと思っております。これまで、名簿の順に担当していただいておりますので、今回の部会の議事録署名人としまして、海区漁業調整委員会の互選委員から、鹿児島県の野村義也委員、それから大臣選任委員から伊藤保夫委員のお二人をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 配付資料確認

##### ○橋本部長

続きまして事務局から、本日の資料の確認をお願いいたします。

##### ○後藤計画官

九州西部会の事務局を担当しております、九州漁業調整事務所の後藤です。よろしく申し上げます。以後、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております資料の確認ですが、配付しております資料は、まず本日の部会の議事次第、委員名簿、席次表、出席者名簿、本日の説明に使用いたします資料としまして、トラフグ資源回復計画関係の資料1-1、資料1-2。マチ類資源回復計画関係の資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5。ガザミ資源回復計画関係の資料3-1、資料3-2。地先種の資源回復計画取り組み状況関係の資料4、以上でございます。

資料が欠落してしまったり、落丁等ございましたら、説明の途中でも結構ですので、事務局までお申し出ください。よろしく申し上げます。

#### 議 題

(1) 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画の取組状況等について

##### ○橋本部長

それでは議事次第に従いまして、早速進めさせていただきたいと思います。

まず議題の1でございますが、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画の取り組み状況等についてでございます。この九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画につきましては、平成17年度から取り組みを開始し、本年度、22年度から計画延長をされ、6年目となっているところでございます。平成22年度の取り組み状況等につきまして、事務局から説明を、まずお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○後藤計画官

それでは、お手元の資料の1-1をごらんいただきたいと思います。取り組み状況ですが、1ページ目の1に漁獲努力量削減措置としまして、関係県におきまして、回復計画対象海域での漁法別、期間別の休漁を実施しており、またトラフグ資源の保護対策としまして、全長25センチ以下、一部海域20センチ以下の小型魚の再放流を実施しております。2に資源の積極的培養措置としまして、平成22年度の種苗放流の実績ですが、関係県合計で約173万尾の種苗放流を実施しました。

2ページ目を開いていただきたいと思います。3に漁場環境の保全措置としまして、長崎県におきましては生育場の環境改善のための海底耕耘を実施し、また山口県、福岡県、佐賀県、長崎県の4県におきましては、投棄漁具等を回収する海底清掃を実施しました。4の新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業につきましては、長崎県を中核機関に、関係9機関によります共同の事業で、トラフグ資源の維持・増大や漁家所得の向上と経営の安定を図るための研究を、今年度まで実施しております。5のトラフグ親魚の標識放流につきましては、山口県が実施しております、メス親魚の生態を把握するための放流調査についてです。次に6としまして、今年度のとらふぐはえ縄漁業の承認・届出隻数をまとめております。承認隻数216隻、届出隻数113隻で、合計329隻の承認・届出の隻数となりました。前回のこの部会でご説明したときから、山口県、福岡県、長崎県の10トン以上の承認船が1隻ずつ増えております。

3ページ及び4ページですが、先ほどの1の漁獲努力量削減措置でのご説明の、資源回復計画の対象海域の定義を表と図であらわしたものです。

5ページにつきましては、今年度の行政・研究担当者会議、漁業者協議会の開催実績を整理させていただいております。

取り組み状況につきましては以上でございます。

#### ○橋本部長

ありがとうございました。

トラフグの資源回復計画の進捗状況等について説明がございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、あるいは関係する資源あるいは漁業についての情報提供等でも何でも構いませんので、何か委員からご発言ございますでしょうか。

#### ○野村（義）委員

よろしいですか。

○橋本部長

はい、野村委員。

○野村（義）委員

ちょっと伺いますけれども、2ページの漁場環境の保全措置について、海底耕耘とありますが、手法をどういうやり方でやるのか。

○後藤計画官

ヘドロの除去とか、覆砂という、魚が住みつけないようなヘドロの上に砂を被せたり、あと泥を取ったり、そういう生育場をつくるという。

○野村（義）委員

浅いところなのですか。

○後藤計画官

有明海なので、深いところではないです。

○勝山所長

すみません。ちょっと明確に言っておきますと、海底耕耘という名前の中で漁場環境の保全をやっておりますので、すべてが耕耘というけた曳きではないのですが、一番大きなのは、やっぱりトラフグが砂地を好むので、ヘドロが溜まっていると一番困るわけです。だから、まずヘドロの除去で、攪拌し過ぎると、またいろいろと赤潮の種とかいう話もありますので、除去をしながら、そこに砂を足してやるのが一番メジャーなやり方かなということでございます。

○野村（義）委員

わかりました。

○橋本部長

よろしいですか。

ほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

本年は、去年末から今年にかけて、天候というか、日本海側も結構荒れた天候が続いているようでございますけれども、漁海況とか漁業の状況等の情報提供でも構いませんけれども、何かそういったものがございませぬでしょうか。

特段ございませぬでしょうか。

それでは、ないようでございますので次に進ませていただきます。このトラフグの計画は、本年4月から23年度に7年目ということになります。7年目の取り組みにつきましても引き続き、関係者、関係機関のご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、ただいま説明がございました九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に関しましては、平成23年度漁期に対応いたします、毎年出しております、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第25号と第26号という2つの指示を、

案として用意、作成されております。本部会で、その案につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

後藤さん、よろしく。

#### ○後藤計画官

引き続きになりますが、トラフグ資源回復計画に係ります委員会指示案の概要につきまして、ご説明をしたいと思います。なお、委員会指示案そのものにつきましては、午後に開催されます本委員会で提案させていただくこととなっておりますので、本部会では概要となっておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料1-2をごらんいただきたいと思います。2本の指示を出すこととなっております。1つ目の指示、第25号案につきましては、承認制・届出制を実施するものです。まず(1)の承認制、届出制の実施としまして、①承認制対象船舶は、総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船としております。②で、漁獲努力量の増加を制限するために県ごとに承認隻数の上限を定めており、関係県合計で271隻となっております。③で、届出制対象船舶は総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船としております。

次の(2)の承認番号の表示につきましては、承認を受けたとらふぐはえ縄漁船におきましては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示することとしております。

(3)の漁獲成績報告書の提出の取りまとめの期間ですが、平成23年9月から平成24年3月までの操業記録を提出していただくこととなっております。また、操業記録を取りまとめていただくために、提出期限を平成24年4月30日までとしております。関係漁業者の皆様にはご苦勞をおかけしますが、漁期分をまとめて提出していただくこととなっております。

それから(4)の指示の有効期間につきましては、平成23年度漁期ということで、平成23年4月1日から来年、平成24年5月31日までとなっております。なお5月31日までとしておりますのは、漁業者の皆様から当該県を通じて提出していただくこととなっておりますので、1カ月長くなっております。

続きまして、2つ目の指示、第26号案は操業期間等の規制に係るものです。まず、(1)としまして操業期間の制限ですが、海域をAからEの5つに分けまして、海域及び浮縄、底縄の漁法ごとに、休漁期間を設定することとしております。

次に(2)としまして、一部海域では20センチ以下ですが、全長25センチ以下の小型魚再放流に取り組んでいただくこととしております。

(3)の指示の有効期間につきましては、平成23年度漁期ということで、平成23年4月1日から来年、平成24年3月31日までとなっております。

なおご参考までに、2ページ及び3ページに、休漁期間、操業期間の概念図を添付させていただいております。あと、指示の本体につきましては先ほど申し上げましたとおり、本委員会で配布させていただくこととなっておりますので、ここでは概要というこ

とで説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○橋本部長

ありがとうございました。

ただいまの委員会指示、承認制・届出制の実施に係る第25号、それから操業期間の制限等に係る第26号の案につきまして説明がございました。この案につきましては、例年と変わってはいないと思いますが、ご質問等ございますでしょうか。

特段ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

それでは実際の指示案につきましては、本委員会に諮ることになると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この委員会指示第25号、26号の案につきまして、午後に開催されます日本海・九州西広域漁業調整委員会に提案して、審議をいただく段取りにしたいと思いますので、それでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

それではご異議はないようですので、この委員会指示第25号と第26号（案）につきましては、この後の午後の本委員会に提案をすることにしたいと思います。

## （2）南西諸島海域マチ類資源回復計画の取組状況等について

○橋本部長

それでは次の議題に入りたいと思います。議題の2番目でございます。議題の2は、南西諸島海域マチ類資源回復計画の取り組み状況等についてでございます。資料の2番です。南西諸島海域マチ類資源回復計画につきましても、トラフグと同様に、この4月から7年目の取り組みになりますが、現在の取り組み状況等につきまして、事務局から、またこのマチ類につきましては、調査結果の概要につきまして、西海区水研の青沼室長さんから続けて説明をお願いしたいと思います。

ではまず、事務局からよろしく申し上げます。

○後藤計画官

それでは次の、資料の2-1をごらんいただきたいと思います。マチ類資源回復計画

の取り組みですが、前回の会議のときと変化はありませんが、簡単にご説明させていただきます。

まず鹿児島県でございますが、1ページにありますように、熊毛海域で7カ所の保護区、奄美海域では10カ所の保護区、合計17カ所の保護区を設置しております。周年または一定期間でのマチ類保護を行うことで、漁獲努力量削減措置を実施しております。また、その他の取り組みとしまして、②に記載しておりますとおり、小型のハマダイ保護のため、小型が漁獲された場合には漁場移動を実施しております。さらにハマダイにつきましては、③にありますとおり、期間保護区の漁獲可能な時期においても専獲を控えることとしております。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。沖縄県につきましては、5カ所の保護区が設置されております。鹿児島県と同様に周年または一定期間の保護区で取り組みが実施されております。また、その他の取り組みとしましては②のとおり、小型魚の保護のために、尾叉長30センチ未満のハマダイ、20センチ未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合には、漁場移動あるいは釣り針の水深変更を実施しております。なお、沖縄県沖縄海域の保護区設定におきましては、漁獲努力量削減措置の実効性を担保するため、沖縄海区漁業調整委員会指示を発出しております。

4ページ目になりますが、ただいまご説明しました鹿児島県17カ所、沖縄県5カ所の、22の保護区の場所を図面に落としております。

5ページ以降につきましては、行政・研究担当者会議、それから漁業者協議会等につきまして、一覧表にまとめております。私どもからの取り組み状況につきましては以上でございますが、資源評価で大変ご苦勞をいただいております。西海区水産研究所石垣支所の青沼室長から、本計画に関します調査の結果につきましてご紹介をいただきたいと思います。

#### ○青沼室長

西海区水研の青沼でございます。本日はお手元の資料2-2に従いまして、まず最初に資源回復計画以降、マチ類の資源がどうなったかということ、それからその次に、保護区の効果調査の結果について、二、三の知見がありますので、それについてお話ししたいと思います。

まずお手元の資料2-2の1ページ目、下の段でございますが、なお今日お話しするお話ですが、マチ類は4種類含んでおるわけでございますけれども、4種類やるとちょっと時間がなくなってしまいますので、特に重要種であるアオダイとハマダイの2種類について、前段の資源回復計画開始以降の資源状況については、この2種類について話をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目の下の段の図でございますが、左側と右側、2つの種類の図がかいてあります。左側はマチ類、アオダイ、それからハマダイの漁獲量の推移でございます。

濃い色で示してあるほうが沖縄県の漁獲量、それから白抜きのほうが鹿児島県の漁獲量でございます。それから、そこに示してあります矢印でございますが、この矢印が資源回復計画開始の年でございます。まず漁獲量から見ていきますと、アオダイは資源回復計画開始以降、残念ながら漁獲量も徐々に減少傾向にある状況でございます。一方、ハマダイにつきましては資源回復計画開始以降、徐々に漁獲量が増えている状況になっているわけでございます。一方、その右側に書いてありますC P U Eは、1航海当たりの漁獲量でございますが、1航海当たりの漁獲量もアオダイは緩やかな減少傾向になっているのに対して、ハマダイは1航海当たりの漁獲量が緩やかに増加している結果になっているわけでございます。

2ページ目をお願いいたします。上の段の図でございます。これも左側に棒グラフ、右側に折れ線グラフが書いてありますが、まず左側のグラフは資源量、一体どれだけの魚がいるのかというのを、先ほどお話しいたしました漁獲量とC P U Eを使って計算したものでございます。図の中に矢印が書いてございますが、この矢印が資源回復計画開始以降の資源量となっております。まずアオダイの資源量でございますが、残念ながらこれも緩やかな減少傾向という形になりました。一方ハマダイでございますが、漁獲量同様、資源が増えている状況となっております。

その隣に書いてあります右側のグラフでございますが、これは将来予測として、今の漁獲圧を保っていった場合に、今後資源がどうなっていくだろうというのを計算したものでございます。まず白抜きの丸が、現状の漁獲圧を保った場合の資源の予想でございます。残念ながらアオダイは現状の漁獲圧でいきますと、5年後にかけてどんどん減少していく、右肩下がりに下がっていく状況で、現在よりも2割程度、漁獲圧を削減しますと、現状維持。さらに1割、要するに3割削減しますと、資源が増加していく状況になっているわけでございます。一方ハマダイに関しましては、その下のグラフでございますが、これも白抜きの丸が、現状の漁獲圧のものと資源量の予測でございます。これを見ますとハマダイの場合は、何もしないで今のままの漁獲圧を保っていても、資源は増加していく結果になっているわけでございます。さらに30センチ以下を禁漁、あるいは35センチ以下を禁漁にした場合にも、どんどん資源は増加していくというものを計算した結果でございます。

となると、ハマダイの場合は、ではもう資源が増えているのだから資源回復計画は成功したのか、あるいはもう保護しなくていいのかということになるわけでございますが、なかなかそう甘いことにはならないわけございまして、それがその下のグラフでございます。まず左側でございますが、左側にハマダイの漁獲の年齢組成が書いてございます。これを見てみますと、大体1歳と2歳で全体の7割から8割を占めている状況になっているわけでございます。そうするとハマダイの場合は、大体成熟開始年齢が8歳から9歳、あるいは10歳という、非常に遅いわけございまして、現状は未成熟の卵を持

ち始めるかなり前の段階のものを、獲り尽くしている状況になっているわけでございます。

その年齢組成の下に書いてありますのが、加入量と親魚量。加入量は、1歳魚がどれだけの割合でとれているか。それから親魚量は、卵を持っているものがどれだけ獲れているかということなのでございますが、親魚量はだんだん減っているのに対して、加入量はどんどん増えている状況でございます。これは普通、あり得ない結果でございます。

その右側に書いてあります4つのグラフでございますが、2006年から2009年までのハマダイの体長組成でございます。一番上が2006年、それから2007年、2008年、2009年となっております。ハマダイの場合は成熟開始つまり卵を持ち始める年齢が、大体60センチの8歳から9歳、10歳程度であることがわかっているわけございまして、現状で獲られているものは、ほとんど1、2歳ということで、このような30センチ、31センチ、32センチ、この辺が主に獲られているものということになっております。ということは、何を示しているかと申しますと、成魚を獲っている割合がほとんど少ないということは、成魚がいないと考えられるわけでございます。そうすると、ではこの子供は一体どこから湧いてくるのだろうかというのが、今のところわからない状況ございまして、このままわからないものをとり尽くしてしまうのは非常に危険であるということで、たくさん獲れているからと調子に乗ってたくさん獲ってしまうと、いつの間にか気がついたときに、がらっと資源が減少のほうに逆転していることもあり得るわけですので、今回これはまた慎重に扱っていかねればいけない魚種であることがわかったわけでございます。

次のページをお願いいたします。本年4月から資源回復計画第2期と申しますか、引き続きの計画が開始されました。それに伴いまして、幾つかの保護区についての変更がございました。まず熊毛海域で屋久新曾根は周年保護区であったわけでございますが、ここの保護区は解消いたしまして、その近辺にありますオジカ瀬に周年保護区を変更いたしました。また、奄美海域にありますファーズネが周年保護区であったわけでございますが、ここを期間保護区に変更いたしまして、その近辺にありますアッタ曾根を周年保護区に変更いたしました。それから与那国沖にあります沖ノ中ノソネも周年保護区であったわけでございますが、これを期間保護区にいたしまして、宮古島近辺にあります第2多良間堆を周年保護区に変更いたしました。それから北タイキュウソネ、ここは周年保護区であったものを期間禁漁に変更いたしました。調査地点はそのまま北タイキュウソネを調査しております。オジカ瀬、アッタ曾根、それから第2多良間堆というように新しい調査点ができましたので、本年から調査を開始いたしましたため、過去と比較ができませんので、どうなった、増えた、減ったというのは、今のところはわからない状況でございます。ですから今回は、結果だけを示す形にしたいと思います。その下にあります表が、オジカ瀬とアッタ曾根の調査の結果でございます。これは鹿児島県の水産技術開発センターの職員にとっていただいたデータでございますが、6回、非常

に大変な調査をしているということで、ご苦労なことだと思っております。

その次のページをお願いいたします。これは第2多良間堆、ここも本年からの調査でございますので、過去との比較ができませんので、調査結果だけを示しております。第2多良間堆につきましては、本日、九州漁業調整事務所からご説明があると思いますが、ちょっと場所を移動するのではないかという情報が私の耳にも入っておりますので、いずれにしても、どっちに移動しても調査区域になりますようにということで、実線にかかれた四角の枠の中の、太い矢印に沿ったところで調査をしたわけでございます。点線で囲ってある部分が、現在の決まっている保護区でございます。大体、300メートル前後のハマダイのところから、150メートル前後のアオダイ、ヒメダイのところに向かって、釣魚調査を行ったわけでございます。その結果が下の表に書いてございますが、これもまだ比較ができませんので、今回は表に示すだけにしたいと思います。

その下でございますのが北タイキュウソネ、沖縄本島近辺の曾根でございますが、この調査結果でございます。これは2006年から2010年までの5年間の漁獲量の比較をしたものでございますが、北タイキュウソネに限りましては、昨年4月に1カ月間のみ解禁をいたしました。その結果が出たのかどうかわかりませんが、本年2010年の調査は4種とも漁獲量が過去最低の結果になりました。私が聞いたうわさではございますが、この解禁の期間中に、ある大型船漁業者でございますが、3日間で800キロ釣ったといううわさも出ているわけでございまして、せっかく保護した区域でありましても、1カ月間開けただけでも、漁獲量は非常に悪くなってしまうという結果が出ているのかなと考えられるわけでございます。

次のページでございますが、次は解禁時における沖ノ中ノソネの月別CPUEを示したものでございます。沖ノ中ノソネは4月から10月の間、解禁という形をとりまして、八重山漁協の漁業者に沖ノ中ノソネで釣りをしてマチ類を釣ったら、その結果を教えてくださいということをお願いしておりました。結果的に13隻の船から結果をいただいたわけでございますが、4月から8月の間にどれだけ釣ったかという1船当たりの1航海当たりの漁獲量の平均を示したものが、このグラフでございます。グラフの中に書いてある点線の部分、波線の部分でございますが、これは2009年のそれぞれの種類の1回当たりのCPUEでございますので、1航海当たりの漁獲量をあらわしたものでございます。私の予想としては大体4月からどんどん減って行って、やっぱり獲った効果で漁獲量が減ってしまいますねと言いたかったわけでございますが、結果はそうはなりません、いろいろなパターンがありますが、4月から8月にかけて獲ったものがそんなに大きく減っている傾向は示されませんでした。ということは、かなり潜在的に5保護区の結果があらわれて、資源がかなり回復しているのか、増えているのかということが言えるわけでございます。

一方ハマダイに関してでございますが、大体2009年まで1回当たりの漁獲量は3

0キロ程度であったのが、この沖ノ中ノソネでは大体100キロ前後獲っているということでございます。単純に比較はできないわけございまして、例えば八重山の漁業者で1日で帰ってくる人もいれば、1泊で帰ってくる人、2泊で帰ってくる人、いろいろなのがありまして、その平均がこの波線でありますので、単純に比較はできないのですが、それにしても100キロは非常に多い数でございまして、ということは資源は非常に増えたと考えられるわけでございます。ただ、だからといって、このままどんどん獲ってしまえば結果は見えている感じになっているわけでございます。

以上まとめといたしまして、まず熊毛、それから奄美及び南西諸島海域は本年度より新しい調査海域を設けましたので、結果を示しました。ただし比較はしておりませんということです。それから解禁後の北タイキウソネのマチ類はCPUEが過去の4年間最低となってしまったということでございます。それから沖ノ中ノソネは、4月から8月にかけて下がるかなと思ったのが、大幅な変化もなくほぼ横ばい状態のような感じで続いているということになっております。それから解禁中の沖ノ中ノソネのハマダイのCPUEは、2009年のCPUEよりも大幅に増加していることがわかったわけでございます。以上です。

○橋本部長

ありがとうございました。

事務局から取り組み状況の説明と、西海区水研の青沼室長さんから調査結果の概要の説明をいただきました。ただいまの説明につきまして、取り組み状況でもこの調査結果でも構いませんが、何かご質問等ございますでしょうか。

○上野委員

ちょっとよろしいですか。

○橋本部長

上野委員。

○上野委員

聞き逃したのかもしれませんが、2ページの左のグラフについてですが。

○橋本部長

調査結果のほうですか。

○上野委員

今、説明された調査結果のほうの右のグラフで、アオダイの資源量とハマダイの資源量です。その中の左の表で、丸の黒で漁獲割合が出ています。

○青沼室長

はい。

○上野委員

漁獲割合とは何ですか。ちょっと聞き逃したのかもしれませんが。

○青沼室長

すみません。私が説明しなかったかもしれません。

漁獲割合というのは、全体の資源量の中で、要するに漁獲があるわけですが、資源の中で釣りをして漁獲があるわけですが、資源の中の何%を漁獲しているか、釣っているかというのをあらわしたものでございます。全資源から何%を漁獲しているかというものをあらわしたものでございます。

○上野委員

そうすると、ハマダイの資源量はあるけれども、最後の2009年は半分くらいしかとっていないということですか。ある資源量の20%くらいしか獲っていないことになるのですか。

○青沼室長

そうですね。はい。

○上野委員

そういうことですね。

○青沼室長

はい。

○橋本部長

この棒グラフが分母だということですね。

○青沼室長

分母で。はい。

○上野委員

わかりました。

○橋本部長

ほかにございませんか。

桃原委員。

○桃原委員

沖縄県でございますけれども、アオダイとハマダイは大体似たような形で保護をやってきた感じがいたすのですが、その資源量とか漁獲量が一方は減って、一方は増えていくというのは、どのような原因が考えられますか。保護の仕方とかやり方は同じように取り扱ってきたつもりあるわけですが、それが一方が増えて、一方が極端に減っているというのは、大体どういったようなことが考えられますか。

○青沼室長

これは私の私見でございますが、調査結果ではないのですが、アオダイは主に鹿児島、あるいは内地で重要な魚ということで扱われておりまして、沖縄県海域とか、あるいはそういうところで獲られる魚は大型船が多くとるのです。沖縄県の人あまり獲らない。

沖縄の船はあまりとらない状況になっております。一方ハマダイに関しては、沖縄県でかなり重要な魚ですので沖縄県がたくさん獲るのですけれども、大型船はあまり獲らない状況になっているので、おそらく大型船がたくさん獲るから減るのではないかという、私の私見でございます。

○桃原委員

ありがとうございました。

○橋本部長

よろしいですか。

○桃原委員

はい。

○橋本部長

大型船、小型船は、大体何トンぐらいの規模なのですか。内地の船は。

○青沼室長

沖縄県の人たちはほぼ5トン未満の船を使っているのですが、大型船とは19トン、20トン前後の船だと思います。

○桃原委員

たしかに沖縄県ではアオダイよりはハマダイを非常に重視して、昔からそれを中心に漁業をしている人が多いのです。そういうことからすると、おっしゃるようなことが原因だろうと思うのですが、はっきり私もわからなかったものですから、ありがとうございました。

○橋本部長

ありがとうございました。

ほかに、この取り組み状況、調査結果について何かご質問、ご意見等。

福田委員。

○福田委員

鹿児島と沖縄で、保護区域が大幅に鹿児島のほうが多いのですけれども、これは何か、やれるところからやるという感じなのですか。

○青沼室長

申しわけないですが、それは私の範疇ではございませんので。

○勝山所長

それは青沼さんが答えてはいけないので。

それは多分に自主的の取り組みということで、各県から指定していただいて、そして関係県で議論して設定しているので、それぞれの効果がどうかということとはわかりませんが、鹿児島は17水域に指定があって、沖縄は残り5水域だったということなのですが、地点、地点で見ていると、ここでは多分、一個一個の保護水域の面積も明確に

ごらんになっていただけませんし、そもそも一つの水域にどれぐらいの資源がいるかということも、まだまだ全然未解明でございまして、数だけをもって比較評価をすることもないですから、その辺はそれぞれ今後とも保護の必要があれば、各県で考えられるでしょうし、議論が進んでいくことだろうと思います。

あと、すみません。先ほど青沼さんが一生懸命、私見ですが言っておられたのは、まだもう少し調査してみないとわからないというところが非常に多くて、私などが見ておりましたが、ハマダイなどは、獲れば獲るほど資源量が増えて評価されるのではないかみたいな部分も、今のところなきにしもあらずで、よくこういう状況で出てくるのは、隠れ資源があるのではないかとか、要するに漁場に行っているところがすべて生息域ですかというところが、まだわかっていないので、その辺もこれからの調査研究に我々としては期待しているところでございます。

○福田委員

あと一つ。

○橋本部部长

はい。

○福田委員

そういう今の保護区のことにはわかりましたけれども、周年獲らない場所を幾つもつくっていくというのが、周りに非常に効果的になるように思うのですけれども、そういうことも含めて、沖縄、鹿児島県にわたって、そういう場所をどれくらい多くしたかというのは私にもわかりませんが、ある一定、ずっとそれを保っていくというのは必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青沼室長

要は獲らなければ増えるというのは自明の理でございまして、周年保護区をたくさん増やしたいというのは、行政にしても研究にしても理想ではあるのですけれども、漁業者の生活を考えると周年保護区を増やすのはなかなか難しい状況になっているわけでございます。

○橋本部部长

漁業の経済的な面と魚資源の状況とバランスをとりながら、必要に応じて見直すとか、やっていく必要があるような、まだ調査もほかの主要な魚種に比べるとなかなか難しい点もございます。

マチ類についての取り組み状況、調査結果についてはよろしいでしょうか。ほかにもございませんですか。

○野村（義）委員

部部长。

○橋本部部长

はい。野村委員。

○野村（義）委員

参考までですけれども、資源管理に取り組んで、その後、指宿の一本釣り漁業者が半減したことも、皆さんにやっぱり理解してもらいたい。結局、資源を保護してよかったのか悪かったのかは別にしまして、実際、漁業者が半減したことも事実でございますので、そこら辺も皆さん方に承知していただきたいと思っております。

○橋本部長

ありがとうございました。

それではよろしいでございましょうか。まだマチ類に関してですが、次に進めさせていただいてよろしいですか。

それでは、このマチ類の資源回復計画の内容につきまして、先ほど青沼室長さんも一部触れられましたけれども、計画の変更の必要が生じてきているようでございます。この資源回復計画の一部変更につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○後藤計画官

引き続きになりますが、マチ類資源回復計画の一部変更案につきましてご説明させていただきます。

資料2-3に今回の変更内容を概要で整理させていただいております。その前にお手元の資料2-4、新旧対照表でございますが、そちらをごらんいただきたいと思います。今回、変更をご審議していただく保護区は、沖縄県の第2多良間堆東という保護区で、右側の地図の真ん中あたりにあります、丸の22の保護区になります。なお、この図ではちょっとわかりにくいので、資料の2-3、概要の2ページ目に別紙として保護区を拡大したものを付けております。そちらを見ながらご説明を聞いていただきたいと思います。

まず今回の変更の必要性でございますが、設定の経緯としまして、第2多良間堆周辺の保護区設定に関しましては、マチ類の集積が見込まれる第2多良間堆、変更後の保護区、青の保護区です。あるいはそれに囲まれたマチ類の漁場を中心としました第2多良間堆東、現行の保護区につきまして、それぞれ必要性、有効性を検討しました。その結果、第2多良間堆東側の漁場で漁獲物サイズが小型化してきていることに着目しまして、漁場域での小型魚保護の観点から、現行の赤い保護区で設定をしました。

しかしながら、昨年11月の本部会においては、西海区水産研究所の青沼室長からご報告があったとおり、マチ類4種の資源評価はハマダイに比べまして、アオダイ及びヒメダイの資源状況には、依然として回復傾向が見られないことが示され、またアオダイ及びヒメダイは第2多良間堆、変更後の保護区に多く集積しておりまして、ハマダイは第2多良間堆東、現行の保護区に集積していることが判明しました。現行の保護区は主としてハマダイを保護するものとなっている一方、アオダイ及びヒメダイの集積する

第2多良間堆が保護の対象から外れていることは、資源保護及び回復の観点からは必ずしも適切な保護水域の設定にないことも判明しました。現行の保護区の北東側には、マチ類の保護にはほとんど貢献していない一方で、マチ類以外の魚種でありますハマフエフキ等の漁場となっており、その操業する機会を完全に奪うものとなっており、マチ類資源回復計画に基づく保護区として、継続することに疑義が生じました。

そこで今回、この改善策としましてアオダイ及びヒメダイの保護区を優先し、保護水域の制限線につきまして、管理上の煩雑さを軽減することも考慮しまして、現行保護区を2.5分西にずらしまして、ハマフエフキ等の漁場を外すとともに、アオダイ、ヒメダイの主漁場であります第2多良間堆全体を保護区の対象にすることとしました。なおハマダイにつきましては、保護水域を西側に移動した場合であっても一定の保護効果は継続されるものと推定しております。

以上によりまして2の変更内容となりますが、先に説明したとおり保護区域を西へ2.5分移動し、また保護区の名称を第2多良間堆東から第2多良間堆へ変更する内容となっております。以上が変更の説明でございます。なお、資料の2-4、先ほどご説明したものが新旧対照表となっておりますし、小さいですが少し西にずれているのが1ページ目にかいておりますし、それを次のページに測地系で、地点の緯度経度を落とした表の部分が変更となります。資料の2-5につきましては、今の2カ所の部分といえますか、保護区の図面と保護区の緯度経度の表の部分を修正しております。一部変更につきましては以上でございます。

○橋本部長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたとおり、第2多良間堆東という現行の保護区をハマフエフキ等の漁場を外すとともに、中心をアオダイ、ヒメダイの漁場である、まさしく第2多良間堆の漁場のほうに、西に2.5分移動させる変更となる内容でございました。

本件につきまして、何かご意見とかご質問等ございますでしょうか。

名称も今までは、第2多良間堆東という保護区でございましたが、それを第2多良間堆という名称に変更するという一部変更でございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

大丈夫ですか。桃原委員も野村委員も、大丈夫ですか。

○野村（義）委員

大丈夫です。

○勝山所長

では、ちょっと事務局から補足いたしますと、当初いろいろな議論が関係県の中で行われました。先ほどもご説明申し上げたようにハマフエフキの漁場を利用している方々にとって、同じ漁法でされる方々にとっては、マチ類の保護ということで、ここをクローズされてしまうのは、それはちょっといかなものかなど。だから、ハマフエフキの北東側のところだけを、赤の現行のところから解除するかという議論もあったのですが、これは関係県のほうでやっぱり真剣な議論がありまして、アオダイの回復もやっぱりやらないといけないだろう、ちょっと西のほうを拡大しないといけないだろうという議論があったわけです。そうすると、ではハマフエフキだけ抜いて西のほうに拡大するかという議論もあったわけですが、そこでやっぱり、いや我々行政としては、資源の保護だけ考えているわけではなくて、漁業が存続することを前提とした資源の保護ですから、その裏返しもあるわけで、それは一心同体なので、えいやっと、大体おおむね、漁場の価値は別として、それから対象資源は別として、少しそのまま四角を西へ移動して、アオダイ、ヒメダイのカバーを増やして、これがまた恒久的なものだと私も考えていません。これでアオダイの資源がどうなっていくかということ、それから同時にハマダイが、これでまたぐっと悪くなっていくようであれば、また将来は修正、調整を考えなくてはならない。そういう性格のものだろうと思いますので、そういう点でご理解をいただきたいと思います。

○橋本部長

ありがとうございました。

この計画の一部変更につきましては、ほかにご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

それではないようでしたら、本日の部会をもちまして、南西諸島海域マチ類資源回復計画の一部変更を了承したいと思いますが、委員の各位皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

ありがとうございます。

またあわせて、この一部変更の事務手続きがございますので、事務手續上の部分的な修正あるいは文言の修正、そういったものにつきましては、私にご一任いただけますことで、よろしいでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

ありがとうございました。それでは事務局からの提案どおり、南西諸島海域マチ類資源回復計画の一部変更を部会として了承することといたしたいと思います。事務局は、本計画の一部変更にかかる事務手續を今後進めていただきたいと思います。

事務局からは何か付け加えることはございますでしょうか。

後藤さん。

○後藤計画官

はい。事務手續が済みましたら、速やかに水産庁のホームページに変更後の計画本文を掲載させていただきます。

○橋本部長

ありがとうございました。

ということでございますので、よろしく願いいたします。

### (3) 有明海ガザミ資源回復計画の取組状況等について

○橋本部長

それでは議題の3番目に入りたいと思います。議題の3番目は有明海ガザミ資源回復計画の取組状況等についてでございます。有明海ガザミ資源回復計画につきましては、平成20年度から取組を開始されております。22年度で3年目となりましたが、平成22年度の取組状況等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○後藤計画官

それでは資料の3-1をごらんいただきたいと思います。有明海ガザミ資源回復計画につきましては、今年度、平成22年度が3年目の取組となりました。まず1ページ目ですが、1に漁獲努力量の削減措置としまして、①産卵機会確保のため、採捕された黒デコといわれる抱卵ガザミの再放流等を行うことによりまして、保護を実施しております。②小型のガザミを保護するために採捕されたガザミのうち、全甲幅長12センチ以下の小型のものを再放流することによりまして保護を実施しております。③で本委員会の指示に基づきまして、昨年6月1日から6月15日までの間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止しまして、抱卵ガザミの保護を行いました。④のそ

の他としまして、関係4県のマリーナ・フィッシャリーナ、釣具店や関係漁協等に対しまして、リーフレットによる有明海ガザミ資源回復計画の取り組みの周知を行いました。

2に、資源の積極的培養措置としまして、22年度の種苗放流の状況を挙げておりますが、関係県で約412万尾の種苗放流を実施しました。

次の2ページ目の3に、漁場環境の保全措置としまして、長崎県におきまして、平成20年度から3年間、今年度が最終年となりましたが、漁場の環境改善を目的とした海底耕耘を実施しております。

3ページ目は行政・研究担当者会議、漁業者協議会等の開催実績を整理させていただいております。

以上が取り組み状況でございます。

○橋本部長

ありがとうございました。有明海ガザミ資源回復計画の取り組み状況について、事務局から説明がございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○長谷課長

はい。

○橋本部長

長谷課長。

○長谷課長

昨日の会議で、森脇委員から遊漁者に対する規制の話もありましたけれども、今の説明でも取り組みの周知に努力されているということでしたけれども、漁業者でない、漁協の組合員でない方に対する規制ということで、周知状況なり、遵守状況なり、問題が生じていないのか、もう少しお話を聞かせていただければと思います。

○勝山所長

遊漁者も同じような施設を利用するので、漁協、漁業者を中心にして、周知徹底を図っていったわけなのですが、それでカバーし切れないところということで、資料3-1のその他に書いてございますけれども、マリーナ・フィッシャリーナだとか、釣具店に担当官を春先から派遣しまして、3月、4月に、関係県を全部回らせたということでございます。それで基本的には今回の漁期は終わりましたけれども、大きな混乱はなかったのですが、我々もそれで1年目ですから、速やかにそれが徹底的に遵守されるという仮定には立てなかったもので、関係県の協力も得て、今回調査指導体制を若干強化しました。

そうしたら、去年まではほとんどなかった数件の違反といたしますか、遊漁者だけではなくて、漁業者と見られる方々の非常に疑惑の高い行為も見つけることができたというか、見つけてしまいまして、1件だけは船上にガザミを保持していましたので、それを投棄するように指導、海に帰すように指導しました。それ以外は、知らなかったという

人が明確に1隻おられて、ああそうなのですかと。あとは、私は別にガザミを獲りにきているわけではないという説明が、これは圧倒的多数というか、数件だったのですが、現場の報告を聞くと、どう見てもこれはすくおうとしているなというのがありましたので、今年も、来年度というか4月に向けて、年度内も周知徹底を図りますし、指導体制も緩めずに行きたいと思っています。ただ、何十件もそういう事態が発生したというよりは、全体で五、六件であったと。禁漁期間中は、もう徹底的に海域全体をカバーするように張りつきましたので、効果は上がっているし、周知も一定レベルでは進んでいるのではないかと理解しております。

以上です。

○橋本部長

ありがとうございました。よろしいですか。

ほかに何かご質問、ガザミについて、ございますでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

○森脇委員

よろしいですか。

○橋本部長

森脇委員。

○森脇委員

このガザミとトラフグの件にもあったのですが、再放流ということが書いてあります。これにつきまして、多分されているとは思いますが、市場ではこれ以下のはもう取り扱わない、出ていないということは、それはそのとおりなのですか。

○勝山所長

回復計画で対象としている漁業に関しては、私も100%、パーフェクトとは申し上げる立場にないのですが、かなりできていると思っています。ただし、その期間に昨年もほかの委員からもご指摘がありましたように、その期間、例えばガザミの場合、たもすくい、すくい網が禁漁になっているときでも、ほかの漁法で混獲される場合があります。それから、今ご指摘のあったサイズについても、すくい網以外については、そういった取り組みは行われていないので、全く小型のサイズが市場に出回らないのかと言われれば、それはそうではないことも十分にあり得るということです。

今回のガザミについて申し上げれば、産卵親魚というか、親ガニの保護と、それから産卵加入の回復といいますか、推進ということでこれをやっておりますので、全体の資源量からいろいろな漁業管理をやっていく、例えばTACに基づく管理とは、ちょっと異なるということもご理解いただきたいと思います。

○橋本部長

よろしいですか。

○森脇委員

それではもとに戻って、まことに申しわけないのですが、トラフグのところで、一部25センチを20センチということで、再放流のサイズが違っております。そうした場合に22、3センチというのは、25センチ以下は再放流しなさいということになっているのですよね。主体は、一部は20センチ以下と。その5センチの間の部分は、市場には出る可能性はあるのですか。

○勝山所長

もちろん出ますし、また後で図を見ていただければわかると思いますけれども、25センチ以下の再放流を解除して20センチ以下にしているところは、非常に内湾域なのです。狭い水域です。実際上を申し上げれば、そこで25センチ以下を適用すると漁業ができなくなってしまうということです。非常に小型魚が多いところで、頑張って20センチ以下を放流していただくと。ですから、これは資源量管理ではないので、資源回復のためにとり得る措置、とるべき措置を議論しながら、そこでやっぱり一種の妥協も図りながら、漁業を残しながら資源をどうやって増やしていこうかということをやっていると、ぜひご理解いただきたい。

それからつけ加えますれば、できるところは自主的な取り組みとして、25センチ以下の放流ではなくて、それを28センチ以下まで引き上げて対応しているところもあるということでございます。

○森脇委員

ありがとうございました。

○橋本部長

ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

よろしいですか。

○橋本部長

それではないようですので、次に進ませていただきますが、このガザミの計画は4月から23年度、4年目ということになります。それからそれと同じように、資源回復計画としては最後の年度になるかと思いますが、4年目の取り組みにつきましても、引き続き、特にこのガザミは遊漁関係も含めまして、引き続き関係者は大変だとは思いますが、関係機関のご支援、ご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

なお、ただいま説明のございました有明海のガザミ資源回復計画に関しましては、来年度漁期、23年度漁期に対応した日本海・九州西広域漁業調整委員会の指示、第27号という案が作成されておりますので、本部会でその委員会指示案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

後藤さん。

○後藤計画官

引き続きになりますが、お手元の資料3-2をごらんいただきたいと思います。ガザミ資源回復計画に係ります日本海・九州西広域漁業調整委員会指示案につきましてご説明させていただきます。なお、委員会指示案そのものにつきましては、トラフグの資源回復計画と同様に、午後に開催されます本委員会でご提案させていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

平成23年度の有明海におけるガザミの採捕についてですが、今年度、22年度と同様の指示を出すこととしております。1の指示の内容につきましては、有明海において平成23年6月1日から同年6月15日までの15日間、たも網その他すくい網によるガザミの採捕を禁止することとしております。2の指示の有効期間につきましては、23年度ということで、平成23年4月1日から来年、平成24年の3月31日までとしております。

以上、簡単でございますが、広調委指示についてのご説明です。

○橋本部長

ありがとうございました。ガザミの委員会指示第27号の案につきましては、昨年22年度に初めて、遊漁も含めた採捕の15日間の期間禁止ということで委員会指示を出しましたが、それと同じ形で来年度も出すということでございます。この委員会指示案につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

質問等ないようでしたら、この委員会指示第27号という順番になりますが、27号の案につきましては午後に開催されます日本海・九州西広域漁業調整委員会の本委員会に提案し、審議をいただくということとしたいと思いますが、それで委員の皆さん、よろしいでございましょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○橋本部長

ありがとうございます。

それでは、この委員会指示第27号の案につきましては、この後の午後の本委員会に提案したいと思います。

○福田委員

ちょっとつけ加えてよろしいですか。ガザミの件なのですけれども、熊本県は八代海もガザミを1カ月間抱卵したのを獲らなくしています。これは平成13年から始めてい

るのですけれども、最初、熊本県全体の漁獲を見ると、有明海のほうが3分の2ほどあって、大ざっぱですけれども、3分の1が八代海だったのです。現在は、八代海が3分の2で、有明海が3分の1。量的には、熊本県の八代海のほうが増えてきたのです。八代海の場合、熊本県1県だけで、1カ月規制ができたのですけれども、有明海の場合には、熊本、福岡、佐賀、長崎の4県です。熊本が1カ月ずっとかけても、足並みがそろわないということです。それから、15日というのは、抱卵期間が普通30日間あります。そのうちの15日かけて、残りで獲れば、効果が薄くなるのです。しかし、4県の合意ということで、今のはあまり言いませんでしたけれども、将来的にはこれを1カ月にさせていただくと、熊本県の例と比較していただくと、ありがたいと思います。

これは結局、ほかの県にも非常にプラスになるのではないかと思います。熊本の場合は1カ月やって、ある程度成果が出てきたのではないかと、私は個人の判断ですけれども、それが見られます。将来的には、その辺を考慮していただけたらと思います。

以上です。

○橋本部長

ありがとうございます。大変貴重な情報をありがとうございます。

熊本のほうは1カ月というのは、6月の1カ月ですか。

○福田委員

そうです。

○橋本部長

そういう情報もございましたので、今後の資源回復のひとつの情報としていただけたらと思います。

それでは、ほかにもございますでしょうか。

それではよろしかったら最後の4番目の議題に移ってよろしいですか。

#### (4) 資源回復計画（県作成）の実施状況について

○橋本部長

議題4に移りたいと思います。議題の4、最後の議題でございますが、県作成の資源回復計画、地先種の資源回復計画の実施状況についてでございます。県作成の資源回復計画につきましては、九州・山口海域の各県が作成しております、地先種の資源回復計画となっております。現在までの実施状況につきまして、事務局から資料の4に基づいて説明をお願いいたします。

○松本係長

事務局の九州漁業調整事務所の松本と申します。座って、説明させていただきます。

資料4をごらんください。本部会の審議事項ではございませんが、九州西部会の関係

県における県単独で取り組まれている地先種の資源回復計画の取り組み状況、検討状況につきまして、簡単にご報告させていただきます。基本的に前回、昨年11月の本部会におきまして、ご報告させていただきました中身と同じでございます。

まず、山口県のアマダイ類の計画につきましては、前回部会までに報告させていただいているとおり、引き続き実施されている状況でして、福岡県のイカナゴの計画につきましては、21年度末に計画の延長が公表されまして、22年度から引き続き取り組みがなされております。

次に長崎県の小型底びき網漁業の包括的資源回復計画。これは橘湾の計画ですが、前回ご報告のとおり、平成21年度から計画がスタートしておりまして、順調に進められているところでございます。また対馬海域のアマダイ資源回復計画につきましては、21年度の末に計画が作成、公表され、取り組みが進められております。

熊本県のアサリ及びヒラメ並びに沖縄県の八重山海域沿岸性魚類の資源回復計画につきましては、引き続き取り組まれている状況でございます。

以上です。

#### ○橋本部長

ありがとうございます。

県が作成することとなっております地先種の資源回復計画につきましても、昨年できました新しい計画も含め、報告のとおり、この7つの計画が実施されており、それぞれにいろいろな各県でもご苦労があるかと思えますけれども、引き続きの取り組みを期待したいと思います。この地先種の計画について、何かご質問等ございますか。特段ございませんでしょうか。

### (5) そ の 他

#### ○橋本部長

それでは、時間もちょうどいいようでございますが、以上で本日、部会として、事務局で用意しておりました議題はすべて終了いたしました。その他として、委員の皆様から何か最後にご意見等ございますれば、お伺いいたしますけれども。

特段、委員さんから何かございませんか。

何か事務局からございますでしょうか。

#### ○松本係長

日本海西部・九州西海域の底びき網漁業（2そうびき）の包括的資源回復計画及び日本海西部・九州西海域のマアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画に係る取り組み状況等につきましては、部会をまたがりまして、この後の午後からの本委員会で説明することとしておりますので、よろしく申し上げます。

○橋本部長

ありがとうございました。この日本海西部・九州西海域の底びき網漁業（2そうびき）の包括的資源回復計画、それから日本海西部・九州西海域のマアジ資源回復計画、この2つの計画につきましては、ただいま事務局の松本さんから説明ございましたとおり、この後の午後の本委員会で説明がなされますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、次回の部会の開催日程について確認したいと思ひます。次回の部会の開催日程等につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

○後藤計画官

今のところ、次回の開催は10月ごろを予定しておりますが、本委員会との兼ね合いも考慮し、また部長及び委員の皆様のご都合もお聞きしながら、追ってご連絡したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○橋本部長

ありがとうございます。

本年の次回日程につきましては、10月ごろということですが、本委員会の開催等ともあわせて検討する必要がございますので、具体的な日程の調整については、改めて事務局から連絡があるとのことでございます。委員の皆様には、また秋もよろしくお願ひしたいと思ひます。

閉 会

○橋本部長

それでは、本日の九州西部会はこれにて閉会したいと思ひます。委員各位あるいは臨席の皆様におかれましては、長時間ありがとうございました。

トラフグ、マチ類の資源回復計画も7年目ということになります。ガザミの資源回復計画は4年目の取り組みとなりますが、ぜひとも引き続き資源回復への明るい展望が見られるように、指針等への計画、いろいろな取り組み方、そういったものの移行期に当たるわけですが、今後とも関係各位のさらなるご尽力を期待したいと思ひます。

なお、議事録署名人の野村義也委員と伊藤保夫委員におかれましては、後日、本部会の議事録が送付されますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、日本海・九州西広域漁業調整委員会、第19回九州西部会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。